		【配慮事項】 ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

備考）１　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。

２　「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成25年12月経済産業省告示第270号）による。

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なHf蛍光灯器具、ＬＥＤ照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考）　本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Ｖを超え、7000Ｖ以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①絶縁材料としてガスを使用するもの
②Ｈ種絶縁材料を使用するもの
③スコット結線変圧器
④３以上の巻線を有するもの
⑤柱上変圧器
⑥単相変圧器であって定格容量が５kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
⑨定格二次電圧が100Ｖ未満のもの又は600Ｖを超えるもの
⑩風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相　数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単　相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三　相	50Hz	500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単　相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三　相	50Hz	500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA超	$E=19.4S^{0.737}$

備考）１　「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

２　「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

３　Ｅ及びＳは、次の数値を表すものとする。
Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：Ｗ）
Ｓ：定格容量（単位：kVA）

４　表の規定は、ＪＩＳ　Ｃ4304及びＣ4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。

５　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第71号（平成24年３月30日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。

２　吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、ＪＩＳ　Ｂ8622による。

表　冷房の成績係数

区　分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.15
冷凍能力が186kW以上	1.20

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表３に示された区分の数値以上であること。

備考）１　「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

２　「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。